

漁業法第32条第2項の規定に基づき島根県知事が行う
助言、指導又は勧告に関する運用指針（案）

第1 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。以下第1において同じ。）に係る漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対して知事がする助言又は勧告の内容
90パーセントを超えたとき	当該特定水産資源の漁獲量の急激な積み上がりを避けるような措置の実施の助言
95パーセントを超えたとき	知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な管理措置の実施の勧告

(2) (1)の規定にかかわらず、当該特定水産資源の特性及びその採捕の実態等を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えない見込みであると知事が認めるときは、この限りでない。

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

1つの特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の島根県に配分された漁獲可能量に占める割合	当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対して知事がする指導の内容
95パーセントを超えたとき	今後、法第33条第1項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導

(2) (1)の規定にかかわらず、当該特定水産資源の特性及びその採捕の実態等を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の総量が、島根県に配分された漁獲可能量を超えない見込みであると知事が認めるときは、この限りでない。

第2 くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

- (1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくろまぐろ（小型魚）の採捕をする者に対して知事がする助言又は勧告の内容
70パーセントを超えたとき	くろまぐろ（小型魚）の漁獲量の急激な積み上がりを避けるような措置の実施の助言
90パーセントを超えたとき	知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な措置の実施の勧告

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろ（小型魚）の特性及びその採捕の実態等を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えない見込みであると知事が認めるときは、この限りでない。

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

- (1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろ（小型魚）に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の島根県に配分された漁獲可能量に占める割合	当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろ（小型魚）の採捕をする者に対して知事がする指導の内容
90パーセントを超えたとき	今後、法第33条第1項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろ（小型魚）の採捕を抑制するように指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろ（小型魚）の特性及びその採捕の実態等を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、島根県に配分された漁獲可能量を超えない見込みであると知事が認めるときは、この限りでない。

第3 くろまぐろ（大型魚）

第2の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この指針は、令和●年●月●日から施行する。